

神戸市外国語大学教員選考委員会規程

2007年4月1日

規程第38号

第1条 教授、准教授、講師及び助教（以下「教員」という。）の採用及び昇進、特任教員の採用及び更新並びに客員教授、客員准教授及び客員講師（以下「客員教授等」という。）の委嘱については、学長は、教授会の下に教員選考委員会（以下「委員会」という。）を組織して、これに資格の審議を付託し、その答申に基づいて教授会の議を経たうえで候補者を決定し、理事長に申し出る。

第2条 教員の採用、特任教員の採用及び更新並びに客員教授等の委嘱については、学長は、教授会の議を経て、採用及び委嘱のための被選考者につき委員会に審議を付託する。

第3条 教員の昇進について学長は、神戸市外国語大学教員選考基準に定める資格に該当する者の全員に対し、毎年度末までに委員会に審議を付託し、次年度当初に昇進させる候補者を教授会の議を経た上で決定する。

第4条 委員会は、常任委員会及び専門委員会をもって組織する。

2 常任委員の定員は、8名とし、教授会の議を経て毎年度始めに学長が任命する。

常任委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。常任委員は、常任委員会を組織し、互選により委員長を定める。

3 専門委員は、採用、昇進、更新及び委嘱のための被選考者ごとに若干名とし、常任委員会が選考し、教授会の議を経た上で学長が決定するものとする。専門委員は、被選考者ごとに専門委員会を組織する。

4 常任委員会の委員長は、委員会の委員長となり、委員会を主宰する。

第5条 委員会の学長に対する答申は、常任委員会の決定するところによる。

2 前項の答申は、専門委員会との協議に基づくものでなければならない。

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事の手続きに必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、2007年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2007年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008年11月10日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年11月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2023年 4 月 1 日から施行する。